

# 推古朝の政治的段階について

渋谷美芽

## 目 次

- 一、はじめに
- 二、具体的な事柄について——冠位十二階を中心としたもの
- 三、論理としての考え方
- 四、展望——むすびにかえて

## 一、はじめに

推古朝について、現在通説とされる、律令制受容史におけるひとつの画期であるとする考えは、そもそも坂本太郎氏によつて提示された<sup>(1)</sup>。坂本氏によると、仏教興隆事業は皇室の主体的な要望をあらわしてお

り、新羅征討は皇室が実質的に政権を掌握しようとする意図を、軍事権の上にあらわしたものである。また、特に画期的な意義を持つ冠位十二階と憲法十七条については、前者は「後世の位階の源流」であり、後者は「一人の君が統治し、若干の臣がこれを輔け、下に多くの人民を従えるといった国家体制」を示唆する、つまり律令制的因素がみられるという。さらに対隋外交や国史の編修なども合わせて、「天皇を中心とする國家体制を確立し、大陸の新文化を取り入れて日本の文化水準を高め、大陸の諸国に劣らない文化国家を打ち立てるという大理想を実現するために、適切な」事業が行われた、とする。そして、その“鴻業”の行為者

は聖德太子であり、それをつらぬく綱領に「皇室に拮抗しようとする蘇我氏の專權を抑えて、皇室の地位を確かにし、天皇こそこの国の主権者であるということを思想の上、制度の上に確認すること」をあげている。以上の見解が、いわば教科書的理解として広く受け容れられるに至るのであるが、これを土台として、戦後、諸説が展開されることになった。

## 二、具体的的事柄について

### —冠位十二階を中心に

井上光貞氏は冠位十二階や仏教統制機関などを通じて、大化の制度の中にいわゆる固有法の保存が見られる」とを示し、大化改新前後の連続性を指摘された。<sup>(2)</sup>このことによつて大化以後に見られる律令制的諸制度の基礎は既に大化以前にかなりのところまで形成されていたことを明らかにした。

すなわち、推古朝の冠位の本質は官人の身分の表示にあり、官職の階等を区分した中國の官品制とは系列を異にする。そしてその源流を朝鮮三国の官位制に求

め、階数、冠の色分け、冠の飾物等の点で高句麗の制を参照しつつ、本質的には、観念的であり、体系的にあり、旧俗との関係がうすく、はじめから位階として机上で立案されたものと考えられる百濟の制を中心として成立したものであるとする。その特質は二層構造にあり、大臣に紫冠、以下には十二階の冠位を授ける制度で、その際、大臣は大化後の大臣とは性質を異にし、いわば純然たる世襲職的執政官であった。

さらに氏はこの二種の冠位の歴史的意義について次の三点をあげられている。これらは、とりもなおさず、推古朝当時の、さらにはそれ以降、大化以後をも含めての政治制度の本質的基盤とも考へるべき理解であるといえよう。すなわち①蘇我大臣に対する紫冠も天皇が与えたものであるということ。それはつまり②十二階の冠位の授与に大臣を除外した、といふことである。さらにこれらの原則をふまえ、大化以後の冠位との対照を考慮した場合の矛盾から③大化以後の冠位は大臣をも冠位授与の対象とした事実が知られる、とのことである。①についてはそこから導かれる所論が多い。まず蘇我氏が冠位の授受を拒否し私に紫冠を着用し

た<sup>(3)</sup>、との、坂本太郎氏の見解として先に述べた「皇室に拮抗しようとする蘇我氏の専権」といったいわば一般的理解を想起させる見方に、対立するものであるといえよう。井上氏によると『上宮聖徳法王帝説』に見られる「上宮廄戸豊聰耳命・嶋大臣共輔天下政」との記事は「革新後の東宮の観念を反映したと考えられるいわゆる聖德太子摄政という推古朝の説明よりも事実に則したもの」であり、さらにそこから推古朝の政治形態について言及され、それは「既に天皇制」であるという。つまり、冠位の授与者は天皇であり、「対立があったとしてもそれは天皇と蘇我氏ではなく、東宮と蘇我馬子の間に予想する他は考えられない」というのである。

石母田正氏は、この問題について、推古朝は東アジアにおける戦争と内乱の周期の始まった時代にあたり、倭国の对外関係の歴史において一つの画期をなすものであるとした上で、その国际的契机がいかに内政に転化されるかという観点から、冠位十二階の制定の意義を示している<sup>(4)</sup>。それは国内に古代の諸国家間の関係を規制する国际法的秩序である「礼」を確立す

る問題と不可分の関係にあって、冠位十二階もその一つであり、そして冠位の唯一の授与者であることによって、冠位の秩序に超越する王權の権威を確立することにあつた、という。さらに、崇峻五（五九二）年十一月の崇峻天皇暗殺事件を例にあげて、王權と蘇我氏との対立面に視点をおいて理解することは、誤った思考方法をみちびく結果となるとされる。すなわち馬子は暗殺の際、新羅侵攻の目的で筑紫に駐屯していた大將軍紀男麻呂の所に駿使をつかわして「依於内乱、莫急外事」と言わしめた。この指令を馬子の政略であるとする古くからの解釈によって、大軍の派遣という事実さえも国际的諸関係からきりはなされ、六世紀以来の日本の支配層内部の対立、しかも皇室対蘇我氏という単純な図式へと還元され、あたかも政治は蘇我氏の陰謀によつて進行しているかのような形になる。これは内政還元主義であり、内政と外事＝外交を区別すべきだという、六世紀の支配階級の共通観念を正しく評価しない誤りをおかしている、という。また、日本が朝鮮に対して「大国」としての地位を維持することをおもな目的として、推古朝の支配階級の力量を聖徳太

子個人の人格的力量に帰せた形態が太子の万機總授であるとし、支配階級の危機の深さと性質が深刻なものではなかつたので太子と大臣馬子との矛盾も決定的になることなく、事實上はいわゆる共同執政であつたと見るのが妥当、との見解も示された。

さらに②はこの「大臣と東宮との共同執政」のあらわれとして、太子と蘇我氏が授与者としての立場にあつたという当時の政治形態に適合している、とする。

そして③については、大化以後の冠位は、大化以前の制度に重層的に唐の律令の要素を攝取して作り出された、との理解を導く。この考えは、井上氏による、いわゆる大化前後の連続説の基盤となる見解である。

氏は、この冠位制と、冠位と同じく推古朝にはじめて作られた佛教統制機関とが、大化革新を経て日本律令制に定着するまでの経過において以下に述べる通り、著しく類似していることを指摘している。

推古朝の冠位制は、秦漢時代の爵制、またはその後の散官制が何らかの影響を及ぼして形成された朝鮮三国の位階制を、百濟を第一とし、高句麗の制も参照して形成されたものであった。そして大化革新において、

唐の律令、おそらく武徳令にもとづいて官制を作りあげようという意図から、中国六朝時代以来発達した官品制の影響を受け、以後数次の改訂を経、また官僚機構の整備の過程では厳密な冠位相当制へとととのえられ、律令法典の冠位・位階制に結実する。

佛教統制機関については、まず推古朝において、北齊、南朝の制度をそれぞれ高句麗、百濟を経路として学び、両者の長をとつて六朝時代的な形態を形成した。大化革新に際して、冠位と同様、唐の武徳の制を採用し、その後も唐制を体系的に学ぶことによって外見的には唐制に酷似した律令法典として定着するのである。

これらは、古代日本の国制が既に大化前代に、遠くは中國に由来し朝鮮を経由した制度によってその原型と伝統を作りあげられており、大化革新にあたって、その本質は変えないまま、すなわち、いわゆる固有法は保存したまま、この上に重層的に、唐制にならう律令法の体系的攝取が行われている、との経過をたどり得る実例であるとされる。この強い連続性が、推古朝政治は革新の先駆であるとする理解をさらに裏付ける

じになったのである。

これを受けて閑見氏は、「皇室中心史觀に代わって  
改革の内的必然性を説明し得る見解として承認される  
ところとなつたもの」との考え方から、推古朝政治の發  
展段階を高く評価する見解を否定される<sup>(5)</sup>。冠位十二  
階については、実例を見ても諸氏の伝統的な地位が大  
きく変動したり、その世襲職が否定されたりするよう  
な傾向や必然性はほとんど認められず、この程度のもの  
であれば、運用の如何によつて律令的な官僚制に対  
して適合的であると同時に、世襲職の上に立つ官司制  
に対してもまた十分に適合的である、との指摘をされ  
た。そこから、推古朝が冠位十二階によつて旧来の秩  
序を改変しようという意図は持たず、従つて氏姓制度  
を根本から否定する要素を持つものであつたとするこ  
とはできない、といふ閑氏の推古朝に対する一貫した  
評価を導く。さらに憲法十七条、国史の撰修、遣隋使  
の派遣といった一般に画期的な新制とされる政策から  
も言及し、そのいづれにおいても、明らかに氏姓制度  
と相容れないような要素を確認することはできず、ま  
た氏姓制度と本質的に対立する要素も見られない、と

する。

氏は、氏姓制度と律令制度の根本的な相違点を私地  
私民制と世襲職制、公地公民制と官僚制におき、検討  
の基準とされた。その際、氏姓制度に見られる官司制  
度的世襲職制は氏姓制度にとって本質的なものである  
とした。つまり、世襲職制的要素がみられる官僚機構  
は氏姓制度そのものであつて律令制的要素とは認めら  
れないということであろう。また、天皇権力の強化と  
いう点でみると、改革を経た後も國家権力の主体は中  
央勢力全体にあり、日本における律令体制は貴族制的  
性格が強く、天皇は専制君主とはいえず、またそもそも  
も大和国家もはじめから君主制だったのであるから、  
改変の結果、仮に天皇の地位が格段に向上したとして  
も、この点で律令制度の如何を判定することは適當で  
ない、とする。さらに中央集権制といふことも、蘇我  
氏の指導下においても、畿内集権という形で中央権力  
強化のコースは進められてきていたのであるから、律  
令体制においても実質上は明らかにやはり畿内集権だ  
ったとみるべきであるという。

このように律令制度と氏姓制度を明確に対立させ、

厳密な意味での律令制度を求める限り、推古朝は言うに及ばず、井上光貞氏のいう「固有法」が引き継がれている日本律令制度において、それを見出だすことは不可能ではないであろうか。このような考え方は、從来論じられてきた律令制に関する諸論とは一線を画するものであって、そもそも国家論まで止揚させて論じられるべきであろう。逆にいえば、従来の意味での律令制受容史を考える場合に、あいまいにしておけない問題を的確に示しているという点で、すぐれた論考であると思われる。

### 三、論理としての考え方

認識の段階として、歴史上に見られる現象に法則性、普遍性を探り、國家論という形で止揚させた概念を、逆に個別的に対象に当てはめて考える、という方法は基本的には有効であると思う。それはよく言われるところの「歴史の流れ」であるとか「内外的必然性」などと同義にも考えられ、少なくともある可能性を示唆していることはほかないと思われるからであ

る。

推古朝の政治的段階を国家支配確立の過程において位置づける試みの前提として、石母田正氏の在地首長による支配の特質を把握する見解を見ておくことは必要であろう<sup>(6)</sup>。律令制受容前後の六世紀から八世紀頃までに一貫して行われていたというその支配体制は、アジア的共同体の首長の支配を、在地首長制として概念化した考え方を土台としている。すなわち、在地首長は日本古代の在地社会における自律的な存在であるとし、また、專制的国家支配のもとにおいても、在地社会における基礎であるとする。

### 在地首長制と国家成立史の関連は国造制にある<sup>(7)</sup>。

それは六世紀に行われた在地首長に対する再編によつてつくれれ、令制国家の「郡」「国」にそれぞれ大体において対応し、大和朝廷と密接な繋がりを持つ「小国造」「大国造」が存在する。そして、朝廷の指導によって在地首長の慣行を制度化した国造法に基く支配が行われたと想定し、また、国造等の在地首長層が徭役労働差発の主体であったとする。つまり、この階級がそれぞれの領域内の民戸に対してもつ人格的支配と

経済外的強制は既存のものであり、通常、朝廷直轄領として理解されるミヤケについても、この第一次的といふべき首長制の生産関係を前提または土台として、そこから派生または転化した第二次的生産関係として存在した、という。

日本の場合、大化改新の時、朝鮮・中国のモデルを媒介として編成原理の転換が行われた。王民制から公民制への転換である。それによって大化改新とそれ以前の時代とは、異なった統治様式または人民編成原理の上に立ち、両者の間には明瞭な断絶が存在する、といふ。大化改新が国家成立史上においてもつ画期的意義の一つはここにある。人民の新しい編成原理の上に、地域的に構築された国家という権力構造が対応するのであって、それに対比すれば、推古朝の支配権力は、厳密には国家とはなしがたい、という。

推古朝の支配体制における編成原理とされた「王民」制とは、天皇によって賜与されるカバネナ（姓名）を持つことによって、王権に対するなんらかの奉仕または従属関係にはいり、「王民」として王権の秩序の中に組織されることを意味する。王権のもとに結集した

中央の首長について、地方諸国の自律的で独立的な首長層が国造・伴造等々として組織され、それを媒介としてその支配領域内の小共同体、またはそれを構成する戸が「部」等々として王民制のなかに編成される。そしてそれぞれが上部の「私民」ではなく、カバネナをもつ「王民」なのである。これは国家という制度を媒介としない伝統的な身分関係であり、ここに推古朝を厳密には国家とはなしがたいとする理由が考えられる。これに対する公民制は位階を身分標識とする國家的身分秩序であるが、王民制を排除しないばかりか、逆にそれを完成し、体系化したものであるとさえいえよう。これに対する公私民制は、井上光貞氏による日本律令制度における「固有法」を彷彿とさせ、それゆえに「国家とはなしがたい」とする論理は、同様に前述の閑晃氏の推古朝を律令制受容史における画期とすべきではないとする所論に通じるであろう。

さらに、大化前代において、王民の「私民」化が進行し、統一体を解体させ、混亂させる現象がおこったことが大化改新の一つの契機である、とする。実際が王民でなく、たんなる「私民」であるならば、それは

公的・政治的問題とはなり得ないからであるという。つまり、現実には「私民」として機能しながら「王民」としての実態を内在していたがゆえに、軌道修正が必要になった、という解釈であてはまるであろうか。先の国造制に関する理解においては、それはまさに大化前代的と言うことができ、八世紀頃までに貫して行われたという定義も適合的である。ただ、氏の国造制に関する理解に関しても言わせていくことであるが、史料的裏付けが困難であることは否めないであろう。

これに対し、在地首長制論の族制的・カースト的体制の拡大、固定という面を強調する考え方ではなく、官司制度の成熟という面をより高く評価する井上光貞氏は、この時期について、官人的な支配と国家的な土地所有という二つの点から、原始的な官司制度が成熟しつつあったとする<sup>(8)</sup>。そして、それが大化改新による律令制的官司制度の母体となつていったといふ。前節で述べた冠位制の成立、発展はこの過程に属する実証的な例として理解されよう。六、七世紀の大和国家に族制的・カースト的傾向が著しいことはあくまで正しいとしながら、地方豪族の動きだけで中央政治の整

備、発展過程を説明づけてしまう危険を避け、「皇室内部の『原始的国家に認められる根本的な傾向』としての世襲的・カースト的体制を、全国的に拡大し得たということの根柢をもとめるならば、論理的にもまた歴史的にも、こうした面のもつ一次的な意義をより高く評価すべきであろう」とし、石母田氏が定義された、第一次的生産関係と、第二次的生産関係とを倒置した考え方を示された。

その結果、「おのずから、この時期に皇室の権力がいかに転化してきたか反省せざるをえなくなるのである」とするのである。

#### 四、展望——むすびにかえて

石母田氏は『日本の古代国家』に先んじて書かれた「古代の身分秩序」<sup>(9)</sup>において、律令制下の身分秩序を、カバネ制による王民制の身分秩序と律令制的な公民制の身分秩序の二重の構造であるとしている。それを『日本の古代国家』では、大きく修正された<sup>(10)</sup>。「二重の構造」をして律令制下の身分秩序を説明するのは井上

氏に通ずるところであつたが、大化改新を王民制から公民制への転換とすることで、閔氏と同様、厳密な意味での律令制度を定義されることとなつたのである。

観念的には十分に理解される所論ではあるが、史料的根拠の乏しさは如何ともしがたく、やはり、推古朝においては、実体の見えにくい王民制よりも、史料的に裏付けされた律令制的要素を評価したい。ただし、な

にをもつて律令制とするか、特に固有法の扱いなど、共通の認識となり得るような定義つけは今後の課題として必要であると思われる。

### (註)

- (1) 坂本太郎『日本古代史』(『日本全史』2古代I、東京大学出版会、一九六〇年、『著作集第一巻 古代の日本』、吉川弘文館、一九八九年所収)等参照。
- (2) 井上光貞「冠位十二階とその史的意義」・「日本における仏教統制機関の確立過程」(同氏『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年所収)参照。
- (3) 熊弘道「冠位十二階考」(同氏『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八一年所収)三三一～三三二頁、等。
- (4) 石母田正『日本の古代国家』一九七一年(『著作集第三巻 日本の古代国家』岩波書店、一九八九年所収)三八頁、等。
- (5) 関晃「推古朝政治の性格」(『東北大学日本文化研究所研究報告』第三集、一九六七年)参照。
- (6) 石母田正『日本の古代国家』前掲、第四章参照。
- (7) 大町健『日本古代の國家と在地首長制』校倉書房、一九八六年。
- (8) 井上光貞「日本における古代国家の形成」(『著作集第一巻 日本古代国家の研究』岩波書店、一九八五年所収)五四五頁、等。
- (9) 石母田正「古代の身分秩序」(『著作集第四巻 古代国家論』岩波書店、一九八九年所収)参照。
- (10) 大町健『日本古代の国家と在地首長制』前掲、一四五頁。